

イタリアの図書館考：概論

宍道 勉

Tsutomu Shinji : Libraries in Italy : An Introduction

序　　論：

1) 図書館は文化である

図書館を考えるとは「文化の違いによって図書館の捉え方が異なること」「図書館は何故できたのか」を証明することを意味している。

そもそも図書館と文化はともに誰もが良く知っているようでいて案外理解の容易でない概念なのである。しかも図書館は目に見える存在であるのに対し、通常文化は不可視の存在である。とすれば「図書館は文化」は矛盾しているように見える。しかし既に筆者は図書館については「固定したシステムではなく、どろどろして変化する有機体であり進化する文化」と提議している¹⁾。また文化がそうであるようにイタリア語のbibliotecaが日本語の「図書館」と全く同じではない、むしろ似て非なるものであるとも述べた²⁾。また日本では図書館は単なる建物であり、静止した無機的組織体であり、また本など多様な資料の膨らむ集合としている。それに対してイタリアでは最初に歴史とともに熟成した「書物ありき」であり、図書館はそれを入れる古い革袋と考えているのである。

本稿は国や国民にとって図書館は文化であるのが当然と考えているイタリアと、図書館をシステムとしか捉えていない日本と日本人との違いを探ること

にある。既に結論が出ているのであるが、それは捨てる技術を良しとする日本文化とそれを潔しとしないイタリアのそれとの違いである。

2) 比較図書館学のこと

図書館学には比較図書館学という研究分野がある。それは「様々な国の図書館にあってどんな発展が上手く行ってそれは他の国でも真似ができるかどうかの研究である」とともに「世界中の図書館の発達の原因と結果の研究」としている。さらには「専門的な問題と解決法との理解を広く深めることを目的として世界の異なった国々の図書館の理論と実践の研究と比較である」³⁾。究極には「図書館とは何か」を探ることが目的であるとする。

つまりもともと比較学問は科学、特に自然科学における方法論として発達したものであり、それは当然のごとく「数値」を使うものが多い。計量的比較、成分比較のようにはじき出した数字を分析してその対象を云々する。そして科学は「客觀性」「普遍性」「論理性」をその立証における絶対の条件とする。しかし図書館を素材とする場合にはこの方法は無効である、通用しない。何故なら対象となる図書館が置かれている国（文化）という分母が異なるからである。また「文化」が数量で測れないと同様に「図書館」も数字で表すことはできない。イタリアと日本の図書館や蔵書数、或いは利用者数を挙げて論じ

ることはナンセンスである。この件について筆者は図書館学研究の比較文化或いは社会学的手法として述べている⁴⁾。本論はその実際編である、臨床図書館学と言っていい。

今回イタリア図書館を紹介するに当たっては基本的資料としてクトゥリの図書館ガイドを利用した⁵⁾。この概論で紹介する図書館はこのガイドの順序に従っている。現在の様子はイタリアの図書館サイトを参照している。

本論

1. イタリアと日本の図書館

概況

イタリアには非常に多くの図書館が存在しいずれも歴史的に古い。そしてその多くが大都市に集中している。例えばローマ、フィレンツエ、ナポリがその代表である。さらにブスト、アルスイズィオ、モンザとか小規模の地域に一つ以上の図書館があるところもある。一方で10キロメートル四方内に一つも存在しないところもある。そこでは図書館に行くことが午前中の仕事の半分でありこれは市民にとって複雑な問題となりうる。図書館とは人々を遠ざけるよりはともかくサービスを受けることの出来る方向に向かうのがよいことぐらいは言うまでもない。公共図書館の組織はそれが属する市や県、州、国に区別されている。国立にはnazionaleの、地方自治体でも市町村（comune）の図書館には公式にはcomunaleの名が付いている。しかしそれぞれの街の人々はもっと地元に知れた親しみを持った「名称」を付けている。だから日本で名称に使用する「県立」とか「市立」のように自治体が「建てた」という見方ではなく、街の歴史が建てたという意識が強い。

日本とは行政の単位に州がない点を除くとあと組織上は同じであるかに見える。近代国家として江戸時代の藩を廃して県を置くことで中央集権的に成立したのは明治維新の日本である。一方ほぼ同時期にそれまで独立していた都市国家をあたかもアメリカ

の独立戦争の如く力を持って統一（L'Unita d'Italia）し共和国として成立したのがイタリアである。そこには近代国家成立の意味が全く異なっている。殊に先進西欧諸国への仲間入りを焦って特に文化面、教育面で国民の「均一化」を図ろうとした日本では明治政府の考えが強制的に全国に広まった。それに対して少なくともイタリアには同様に100年以上を経た現在に至るまで、統一されたのは形態（或いは名目）だけで市民にとっては都市国家の意識と姿が色濃く残っている点に留意しなければならない。そのことが両国の文化、ひいては図書館の性格に於いて多くの点でその違いに気付くことになる。

2. 図書館各論

—1 国営図書館 (Biblioteca statale)

イタリアの図書館の中心にある国営図書館は全て直接国に属し、しかもその大部分は文部省（Ministero per i Beni e le Attività Culturali）、もっと正確に言えばその部局となる書籍文化中央局（Ufficio centrale per I beni librari le Istituzioni culturali e l'editoria）が管理し経営している。そしてそれが全イタリア図書館ネットワークの中で重要な核を形成している。またあまりにも中核として重要であるため、国立図書館のことを指す場合は、通常はこのグループのことを云っている。（ここでは「国営（statale）」と「国立（nazionale）」の区分に注意しなければならない、前者は日本で言えば旧国鉄に相当するであろうか。因みにイタリアの国鉄はFerrovie Stataleである。）

日本で「国立」と言えばその冠が付く国立国会図書館だけが注目されるが予算から考えれば国立大学附属図書館なども全て国立図書館である。また日本では文部省が統括する大学図書館を中心とするネットワーク（NACSISに見られる）と、国立国会図書館をピラミッドの頂点に行政組織上は繋がらないはずの県立図書館を初めとする公共図書館が形成する2つのネットワークが存在する、しかし両者は没交渉といった風で利用する側からすれば極めて不便な

状況である。しかしイタリアでは図書館ネットワークの名の通り「統一的」でいて館種を問わず繋がりを持っている。

むしろイタリアの国家図書館の特徴と言えば南北に長い国内の不規則な配置である。つまりその大多数が一定の地域に集中している。そのほとんどが中部と北部にある。この事実はイタリアの歴史とその文化的変遷と不可分である。1861年のイタリア統一の際、イタリアは分割されていた旧都市国家とともにそこに属する図書館を直接に管理することを決めた。しかしそれは一日にして成らず、そこ至るまでに19世紀の終わりと20世紀初期の数十年の間に何度かに分けた経緯がある。

重要な図書館というのは、そのほとんどが統一までに旧都市国家の文化的中心をなしていた都市にあった。例えばイタリア中部のトスカーナ州は伝統的に教養の高い土地であり現在6館あるがそのうち4館は州都フィレンツェに集中している。中南部のラツィオ州には10館あり、その全てがローマ市にある。これは当然首都ローマが全ローマ教皇領の唯一の文化的中心であったからである。他の地域ではイタリア統一からしばらくの間は地域的にも文化的観点からも周辺地域と考えられていた。それがアブルッツォ、バジリカータ、マルケ、トレンティーノ、ウンブリア、カラブリア、モリーゼ各州である。これら南部諸州は何世紀もの間、他国（都市国家）にとって肥沃な土地の植民地であり、文化的活動の中心から外れた位置にあり国にとって余分なものと見られていた。これらの地域には新しいイタリア国家の注目に値するような重要な図書館はなかった。このことは国民にとってのいわゆる文化には図書館が当然のごとく伴うことを意味している。

いずれにせよ北部と南部との格差は文化面だけでなく、政治経済面で問題になることが多い。豊かな北部、貧しい南部と言った図式である。確かに統一直後のイタリアにあっては例えばしばしば文化の物差しとして使われる識字率について言えば、北部諸州、又中部のラツィオ州のそれに比して、サル

ディーニヤ、シチリアの島々、及び南部のウンブリア州などとは相当の差があったとされている⁶⁾。識字率の低さと図書館数の低調に何らかの関係があると断定するのに無理はないと思われる。

しかし現在はこの差を不公平とする感覚はイタリア人にはない、この点についてランベッリはむしろ「イタリアの多様性の修辞学」と呼んで自ら賞賛している⁷⁾。それはイタリア中小都市それぞれの文化的違いであり、地方根性、郷土愛、お国自慢（campanilismo）は中心の不在がイタリアの特徴であることを意味している。つまり当然全国的に共通している文化がほとんどないから、自分自身についても「イタリア人」と言うよりも「ローマ市」人（romano）であり「ミラノ市」人（milanese）となる。序論で述べた日本の文化との比較における「分母」の差とはこのことを指している。日本では明治政府の指導によって義務教育が普及し、就学率が高まり文盲率が減少したが均一化されてしまった。だがイタリアは国家制度の不徹底で就学率は低かったが、かえって様々なイデオロギーや実践方法の普及が可能となり考え方の自由さを強めることとなったのである。

さて国営となった図書館は実はその図書資料、文庫の豊富さと伝統が持っている著名さで選ばれた。しかし採用基準がそうであったにしろ、その選択方式では必ずしも予定通りの成果は上がらなかったのである。例えばチェゼーナ（イタリア北部エミリア・ロマーニャ州の都市）のマラテスティアナ図書館には本が存在しなかったという事態もあったからである。おそらくこのアンバランスの原因は、その時代のその都市の文化が少数の、きわめて少数の人々の手にあったこと、文化的活動が少数の人に支配、限定されていたという事実に起因する。

しかしながら問題はきわめて重大であった。つまり国営化になるとすることはこれら図書館にとっては中央の行政から特別の管理を受けることを意味したのである。だからそれに相当しない他の図書館は地方公共団体に預けられたままで、実際に長い

(図1) イタリアの図書館統計 (合成によるデータ)

	更新年	Fonte (情報源)	Numero delle biblioteche (図書館数)	Volumi posseduti (所蔵冊数)	Periodici (雑誌数)	Acquisti (受入冊数)	Utenti (利用者数)	Prestiti (貸出件数)	Spese (In milioni) (予算=単位 100万リラ)	Personale (職員数)
Biblioteche di ente locale (地方公共図書館)	1997	stima AIB (推定)	Circa(約) 6.000	91.231.217	N.D.	3.777.202	6.793.570	42.459.812	609.470	11.935
Biblioteche universitarie (大学図書館)	1997	stima MURST	1.642	45.981.000	267.000	1.799.000	585.000	6.600.000	521.785	5.992
Biblioteche statali (国立図書館)	1998	rilevazione ISTAT	47	30.085.731	58.861	238.132	N.D.	301.171	N.D.	2.823
Biblioteche scolastiche (学校図書館)	1996	campione MPI	1.226	2.558.218 (うち794館の計)	N.D.	N.D.	229.276	626.887	N.D.	2.278 (約1.052)
Total			8.915	169.856.166	325.861	5.814.334	7.607.846	49.987.870	1.131.255	23.028

(イタリアでは数字の後のピリオドは「小数点」ではなく千単位の区切りを示す)

* (AIB=Associazione di Italiana Bibliotecheイタリア図書館協会、MURST=Ministero dell' Univerzita e della Ricerca Scientifica大学及び学術研究省、ISTAT=Istituto Nazionale di Statisticaイタリア国立統計協会、MPI=Ministero della Pubblica Istruzione文部省)

*学校図書館については所蔵冊数、職員数などカッコの但し書きのとおり抽出や内数である。N.D.はデータなし。

Silvana De Capua (Ufficio Informazioni Bibliografiche Biblioteca Nazionale Centrale di Firenze, Piazza dei Cavalleggeri, 1-50122 firenze) さんが送ってくれた資料を転載

間、資金援助も、スタッフもなく見放されていたのである。地方自治体、州、県が介入する権限、資金、自治権を持つまで図書館が所蔵する資料をからうじて保存できたのはまことに奇跡であったといわれている。1972年の図書館に関する法案がこの体勢を変えるまでには一世紀を待たなければならなかつたのである。

それが1985年に至るとイタリアの国営図書館は46館となり、それはa) 国立図書館、b) 特別の役目を持つ図書館、c) 音楽図書館、d) 国立記念物付属図書館、e) 大学図書館などの分野に分かれている。これが1995年には「国有公共図書館に関する規定」大統領令D.P.R. 417号、1995年7月によって改めて州別の「国有公共図書館」として再出発させた⁸⁾。現在の数値はフィレンツェ国立図書館の調べ⁹⁾によると国立図書館(Biblioteche statali)が1998年で47館、地方公共図書館(Biblioteche di ente locale)は1997年で約6000館、大学図書館(Biblioteche universitarie)がやはり1997年で1642館、学校図書館(Biblioteche scolastiche)が1996年で1226館となっている。図1参照)

(日本では「国立国会図書館」は「国会図書館法」と「公共図書館（私立図書館）」は「図書館法」と全く別の法律で規定されている。後者は「地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第34条の法人の設置する図書館を私立図書館という」¹⁰⁾と定めている。)

日本の図書館数については「図書館年鑑」に詳しいがイタリアのように図書館の種別が明確ではない。だから数字の列挙はしない。

ここまで記述からもイタリアと日本では「図書館」の扱いに大きな違いがあり、それが文化の捉え方の、いやコンテクストの違いであることが窺える。

a) 国立中央図書館(Biblioteca nazionale centrale)

イタリアには「中央」と名の付く2つの国立中央図書館がフィレンツェとローマにあり、国家にとって特別に重要な役割が任されており、だから“中央”と呼ばれるのである。他の諸外国では通常1館だけに与えられている役割を2つの国立図書館が同じように平行して行っている。事実2館は全て法律に定めている通り、イタリアで出版される資料を全て収

集し保存する、いわゆる納本制度を実施している。それによって2館は国内で発行される日刊紙から、図書資料、国会議事録（法案、下院や上院の審議）から内閣の通達、壁に貼られたポスター、美術出版に至るまで、全てのイタリア印刷紙資料を収集している。そのことが可能となるように、そのための法、出版に関する法（出版物の納本義務）がある。この法はイタリアで出版される全てのコピー、いわゆる“納本義務本”を両国立図書館に送ることを定めている。その法にしても以前はフィレンツェの図書館だけが義務本の保管所となることを規定していた。しかしその後ローマの図書館に適用範囲を広げた。統一新国家の首都（ローマ）もフィレンツェと同様に文化機関を持つことが望まれたのである。その上ヴァチカン市国（教皇領）の財産として残されたヴァチカン教皇図書館が残した空の器をカバーする必要があった。

a-1 ローマ国立中央図書館 (Biblioteca nazionale centrale di Roma)

ローマ国立中央図書館（別名にイタリア統一に貢献したヴィットリオ・エマヌエーレ2世の名が付く）を歴史的に見ると最初の本拠はコレッジオ・ロマーノにある幾つかの部屋で構成されていたものに始まる。そこには1873年に廃止されたローマ信徒会の教会や修道院からでた書籍のコレクションが並べられていた。この図書館は1876年に一般に公開されるようになった。この中核となる著作資料に短期間

のうちに約40万冊が加わった。それは初めから出版法により恵まれていたこと、また何よりも寄贈や購入により非常に多くの出版物を手に入れたのでそれら図書館の部屋では不十分となり遂に1958年には閉鎖せざるを得なくなつた。

1975年にカストロ・プレトリオ通りに現在の新しい近代風の建物の本館が公開された。イタリアのほとんどの図書館が歴史的な建物を選び改造して図書館としているのと対称的である（写真1）。閲覧室及び書架など図書館が機能する部分は総ガラス張りの明るい建物であるが、庭を隔てて赤い煉瓦の塀がそびえ目隠しとなり、外部からはその中の様子を窺うことはできない。その9層の書庫には既に所有している約400万冊を収容できる。しかもさらに増加している資料を配列するために他のスペースをも見越している。建物はローマ大学に近いローマ市地区にそびえ、テルミニ駅から出て最初のヴィチェンツア通り（Via Vicenza）を右手にひたすらまっすぐ進めば正門に突き当たる。これは徒歩で僅か15分の位置にあるのでローマ郊外から汽車で来る人々にもかなり便利が良いといえる。建築後35年以上を経ているが筆者が訪れた1999年秋には書庫の増築工事をしており収容能力の向上を図っていた。因みにこの東南方向約200メートルにはローマ大学がある。

a-2 フィレンツェ国立中央図書館 (Biblioteca nazionale centrale di Firenze)

この図書館はトスカーナ州都フィレンツェの街の



写真1（ローマ国立中央図書館）



写真2（フィレンツェ国立中央図書館）

中央部に位置する。イタリア国鉄 (Ferrovie Statale) のフィレンツェ駅 (サンタ・マリア・ノヴェッラ) からバスで約20分で訪ねることが出来る。それとも駅から歩いてアルノ川沿いにポンテ・ヴェッキオ (旧橋) やウフィツィ美術館などフィレンツェ市内を経て歩いても遠くない。聖クローチェ教会と背中合わせに接しておりあたかもその付属の建物のごとくかである。この図書館の建物は写真で見るとおり前身は教会の建物であったろうと窺わせる (写真2)。建物内部はローマ中央図書館と異なって自然採光も不十分でレオナルド・ダ・ヴィンチの手になる大理石の階段など重々しく暗い感じであるのもそのせいであろう。

アルノ川に面するこの図書館はフィレンツェ市民、アントニオ・マリアベキの遺言状によって1747年に公共図書館として誕生したとされている。彼は大衆が自由に使えるように自分の豊富な蔵書を市に寄贈した。さらにはその一方で他の個人や君主からの寄贈によって蔵書がますます豊かになった。それが新イタリア統一国家となり国家の所有に変わるとともに名称も「マリアベキアナ」から「国立」と変えることとなった。早くも1885年には図書館に「中央」の名が加わっている。従って出版物の納本制度の後押しによって、とりわけ図書財産が増加することとなった。もともとフィレンツェの隆盛に貢献のあったメディチ家が外見上は共和国制度を取りながらも中世ルネッサンス時代に独占的支配者として君臨した。そのことが文化面でも大いに貢献しているのである。また現代イタリア語がフィレンツェを中心とする中世のトスカーナ地方で使用されていた言語が基盤となっていることもあながち関係がないとは云えない。現在では約400万冊の刊行物、3万冊の写本、定期刊行物、版画、デッサン、稀覯本を多く保有している。

ところが1966年11月4日、フィレンツェに猛威を振るった大洪水は、アルノ川と余りにも近かったことがかえって災いし図書館の建物や多くの出版物に損害を与えた。その年の洪水は度重なったためにさ

らに長い期間にわたって放って置かれる事態となつた。その際に図書館蔵書の30%が損害を受けた。その後すぐに図書資料の埋め合わせや修理が慎重に根気強く始められることになった。その多くは全面的に修復されてはいるが、作業はまだ完全に仕上がりっていない。事実古い本の修復作業は非常に慎重でなければならず、まだ長い時間を必要とするであろうといわれている。

a-3 国立図書館の活動

このようにしてローマとフィレンツェの国立中央図書館はイタリアで発行された少なくとも19世紀末から今日までの出版物に関する情報を検索できる。勿論それが万全であるとは云えないのは刊行物の納本に関する法律がきわめて安いに後回しにされているからである。しかもそれを守らない人への罰金は非常に低い。また誤魔化した人々に対する規制や請求は困難で、しばしば有名無実となっている。ともかくイタリアの年間2万種を数える全図書出版物のうち重要な資料は全て中央図書館で保存されている。さらに中央図書館では両者とも収集の役目を持っているので現代の外国出版物についても広範囲にわたって探すことができる。

2つの図書館は資料の基盤となる19世紀以前の旧い図書遺産については多くの点で異なっている。その財産はその時代に寄贈か、購入かどちらかで受け入れたもの、あるいは1862年に信徒会 (Corporazione religiosa) を廃止した際にそこが所有する書籍財産を国立図書館に配分するという一連の規則によって受け入れたものがある。例えばローマ国立中央図書館には昔イエズス会にあった、今日でもイエズス文庫と呼ばれる書籍のコレクションが保存されている。廃止された修道院の図書コレクションは全国の重要な国立図書館の何処にも少しづつ配置されることとなった。一方でローマとフィレンツェの国立中央図書館は中央の名に恥じず情報発信の機能を備えている。それがつまり両者が行っている文献(書誌) 情報の発行である。

フィレンツェ国立中央図書館では1958年からイタ

リア全国書誌（Bni=Bibliografia nazionale italiana）を監修し編纂している。それは出版法に基づいて図書館が受け入れたあらゆる出版物リストを要約した月刊で発行される号（fascicoli mensili）であり年刊発行の累積巻（volumi annuali riassuntivi）である。また現在はCD-ROM版を発行している。勿論現在はオンライン版ができておりネットワークであるいはインターネットでグローバルな利用が可能となっている。Bniはイタリアの全出版物の書誌情報の最も信頼に足りる完全な手段である。ローマ国立中央図書館には国立公共図書館が所蔵する外国の現代著作の広報（Boms=Bollettino delle opere moderne straniere）を出版する役目がある。現在は統合されてSBN（Servizio Bibliotecario Nazionale）としてオンライン版が構築されておりインターネットで世界中からアクセスできる。詳しい書誌情報の他にネットワークに参加している図書館の所蔵も分かる（<http://opac.sbn.it/cgi-bin/IccuForm.pl?form=WebFrame>）。

b) その他の国立図書館（Altre biblioteche nazionali）

フィレンツェとローマ以外のその他の図書館はそれが置かれている都市が主要国家の首都であった時代に敬意を表して国立の名称を持たせている。たとえばナポリ、パリ、トリノ（国立兼大学図書館）、ヴェネツィア・マルチアーナ（マルチアーナは古代ヴェネツィア共和国の守護聖人であるマルコから来ている、当然ながらサン・マルコ広場に面している）などが存在する。

それらの図書館は由緒ある貴族の施設であるので歴史的にきわめて重要な内容の充実した書籍や、世界にまたとない文書を備えている。たとえば別のところで紹介したトリノ国立兼大学図書館に¹¹⁾はヴェルディの自筆楽譜があったし、マルチアーナ図書館には古代アルセナーレやヴェネチア市街の渴（ラグーナ）の地図がある。またナポリ図書館には古代エルコラーノ市で発見された有名なパピルスが保存されている。それぞれ都市とその国家に名だたる資

料が図書館の存在意義を高いものとしている。

さらにこうした国立図書館の役割は地域（州単位）に結ばれるネットワーク形成である。実際それぞれの図書館が独自のやり方でそれが所属する地域の文化を資料提供する事を義務づけられている。この機能を果たすためにその地域にとって重要な図書館と認められれば、法律によって地域の出版社で発行される資料は全て受け入れることとなる。（先のSBNのように）

a-5 日本の国立国会図書館

わが国における唯一の国立図書館であり、国会法第130条の「議員の調査研究に資するため、別に定める法律により、国会に国立国会図書館を置く」の規定にもとづき、国立国会図書館法により昭和23年（1948）に設立された（http://www.ndl.go.jp/ndl_frm_6.html）。

この国立国会図書法は第2条では「図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供する」とその主目的が国会議員の活動援助であり加えて国民を利用対象者に加えているが、国立ではあるが必ずしも「公共」図書館とは規定されていない。

また情報の提供については国立国会図書館は国内出版物（図書、小冊子、逐次刊行物、楽譜、地図、パッケージ系電子出版物）を収集保存に努めるとともに、その目録である全国書誌をデータベースその他の形態で作成しサービスを行っている。その収集は納本制度によるもので「国立国会図書館法」（昭和23年法律第5号）の制定されており、地方公共団体はもとより民間の出版物が発行されたときは、発行者は発行の日から30日以内に1部を国立国会図書館に納入しなければならないとされている。さらに正当な理由なく納入をしない場合を考えて罰則規定がある¹²⁾。

しかしイタリアのSBNと絶対的に異なるのは中心となる国会図書館が統一する国内データベースが存

在しないことである。確かに国会図書館が受け入れた（納本を含めた）資料の書誌データと所蔵データは「国会図書館」のデータベースで検索できる。ところがその他の公共図書館とのデータベース上の連携がない。ということはイタリアのSBNに相当するネットワークが形成されていないので「所蔵」についてはそれぞれの図書館のデータベースを検索しなければならないと言う不便さがある。もっとも日本には一方で大学図書館を中心とする文部省のNAC-SIS Webcatがある。これはWeb上で一般に公開はされている。しかし利用はできても個人では例え検索できてもその資料を所蔵する図書館に貸出やコピーの請求することはできない。

個人の利用を優先としているイタリアに対し、日本では2つのシステムが「データベース」の構築だけを競っているようである。

b) 保存専門図書館 (Biblioteche di conservazione e specializzate)

国立図書館の全てが大衆に公開され一般的な図書資料を保有している。つまり様々な、あらゆる学問分野の出版物を読書に提供する。読者の要求を満たすこと、大衆へのサービスが大事な役目である。

その一方でフィレンツェのメデチ家ラウレンツィアナ、リッカルディアーナ、ローマのカザーナテンセ、アンジェリーカ、ヴァッリチエッリアーナなどいくつかの図書館があるが、これらの図書館の重要な役割は委託された資料の保存にある。保存図書館はことに写本や古書、稀覯本など国の図書財産の貴重な部門を集めて紛失したり破損しないような配慮をしている。

その他の専門図書館は一般に開放されている一方で専門資料を保存している。「専門図書館」にはある特定の知識分野の原典だけを置いている。その4つはローマでは医学図書館、現代及び同時代史研究図書館、考古学及び美術史図書館であり聖チエチッリア・アカデミー音楽図書館である。もう一つパルマにあるパラティーナ図書館の一セクションには国立音楽図書館が存在する。この辺りにも日本の図書

館に対する考え方とイタリアとの違いを感じる。

日本では「保存図書館」は「図書館のスペースを節約する目的」で「どこかが一括して」保存することが役目であると考える傾向が強い。イタリアのように「都市と図書館」の歴史的な繋がりないので、重要な資料は自らの図書館で保存するという意識が薄い。それどころか古い資料は使われないから「捨てる」という考え方の方が強い。第2国会図書館といわれる関西学園都市に建築予定の図書館もそうした方針が基本でありヴァーチャルも含めた「保存」図書館の方向にある。

c) 国立文化財附属図書館 (Biblioteche annesse ai monumenti nazionali)

イタリアの国有図書館には11の「国立文化財附属図書館」が含まれている。

19世紀になってイタリア政府はいくつかの修道院を国立文化財であると布告した。そんなわけでそこで保存している図書財産は聖職者に管理を任せたままで国家の所有物となった。だからこれらの図書館は国有となったが他とは全く異なった存在となっている。

何よりもまず他の図書館を管理している規則がこの場合は強制的に働く。もっと正確に言えばこの規則はこれら図書館が国有化の際にすでに存在していた内部規則に矛盾しない限り守らなければならない。ところが明らかに矛盾がある。つまりこれら図書館は書類上一般に開放されているが、実際は入館は難しい。だからどれだけの資料や文献があるのか知る由もない。

保存資料は珍しいが故に貴重というその性格上全ての利用者に公開されることはよく分かるし市民の大部分はあまり関心がないかもしれない。しかしその教会どころかイタリアの歴史や文化にとってきわめて重要な文献を実際にほとんど利用できないというその極端な用心深さを正当化するのもどうかと思う。とりわけイタリアにとっては教会に関する資料が人々の文化生活に無関係とは考えられない。

この種の図書館は確かに本来の国立図書館とは異

なった重要な位置を占めている。なぜなら所有権を持つイタリア国家の法の範囲と今も管理を任されている聖職者の権限とが定まっていないからである。

日本では資料を中心に図書館を考えるから文化財としての建造物がそこに収められている資料を図書館機能を持って管理する発想がない。特に歴史的印刷資料は「古文書」(archives)として例えば「公文書館」に保管されることが多い。これは都市国家が統一されたとはいえ歴史的に繋がりを保っているために現代のイタリア人にも読めるイタリア語と、古代の文字・言語が現代の日本人には「古文書」として扱わざるを得ない言語上の制約にもその要因があろう。

d) 大学図書館 (Biblioteche universitarie)

大学で研究している人々は大学中央図書館と各学部や研究所の部局図書館の2つを自由に使える。

“大学中央図書館”は先の図書館と同様「文部省」に従属しており、全ての学生や大学人でない一般にも開放されている。イタリアのこれら図書館の役割の一つに公共図書館がない場合の対応がある。したがってあらゆる利用者にサービスを提供し要求を満足させなければならない。一般的にはそれぞれの大学が自分の図書館を持っているが、大学に十分な図書館施設がない場合には、当然の如く他の国立図書館（例えばフィレンツェのマルチエッリーナ図書館の場合）の所蔵資料を利用できる。

一般の利用者に開放されていることもあるって大学中央図書館は専門の研究資料よりは一般向けの手段を提供するに過ぎない。特別なテーマに取り組むたい人は最初に大学総合図書館を訪れ、その後で学部や研究所図書館に行くこととなる。だから例えば「フィンランドの著名な建築家アルヴァール・アルトの作品を研究したい」と思う人は建築学部図書館へ行くこととなる。電子工学の論文を調べたい人は工学部へ行く、等々である。

ローマ大学の中央図書館は通称アレッサンドリア図書館と呼ばれているが、これは法皇アレッサンドロ7世によって建設されたことにいわれがある。こ

の法皇の亡き後も枢機卿や法皇から寄贈を受けて資料が増加し教皇国家の歴史を資料で飾っていた。現在その当時の古代図書館資料の大部分はレットラート宮殿にあるローマ市立大学に移転したが、今では特徴のある資料として約8万冊の資料と365冊の写本、659点のインキュナブラが揃っている。

イタリアの大学総合図書館の重要な役割は大学にある全ての図書館活動を調整することである。しかしそれを実行に移すのはきわめて難しいとされている。なぜなら部局や、学部、研究所の図書館はその大学の管理下にあるのでなく、上部機関である文部省 (Ministero della Pubblica istruzione) に従属しているからである。このことは協力するどころか、しばしば大学図書館と部局図書館とがお互いに妨害しあうという現象をもたらしている。なぜならそれが自分たちの法律や、自分の役割や図書財産を守ることに必死だからである。

図書館間の協力が欠けていることによって迷惑を被っているのは利用者である。だから図書や文献の貸し出し、情報提供など研究活動に欠かせない条件を満たしていないので不便を来すことになる。

e) 部局、学部、研究所図書館 (Biblioteche di Dipartimento, Facolta, Istituto)

これら図書館も国家の図書館でもある。前項で述べたとおり“国立”と呼ばれる図書館には属していない。そのこともあって部局図書館は大学図書館と異なり通常は一般の人々に解放されているわけではない。つまり専門図書館であり、特殊な分野の研究のためのメディアを収集するという要求に迫られて生まれたのである。だから通常は閲覧や貸し出しの図書は個々の学部や研究所の教員や学生に提供されるだけである。とはいえたての図書館にこんな厳密な規則があるわけではなく、ローマ大学文学哲学部哲学研究所のように学生や大学に所属しない教員にも進んで図書館を解放している例もある。またこの研究所はそれを必要とし要求する人々には原本検索の手助けとなる書誌指導センターを設けている。

総合図書館も含め近年では全国のネットワークに

参加する図書館が多いので一般に開放されようになつたと考えていい。

日本の大学総合図書館と部局図書館にも似たような関係がある。例えば総合図書館は市民に開放を進めているが専門的な医学図書館は資料が医学に限られることで一般の要求を満たすものではないという考え方から開放には積極的でない、などのように。

f) 学校図書館 (Biblioteche scolastiche)

イタリアでいう学校図書館は教室規模の「図書室」から学校付属の本来の「学校図書館」まで幅広い範囲がある。いずれもその機能は児童生徒の在学期間に研究や使用する主題や資料への取り組みの手助けをする教育メディアの提供をする。

一方、学校図書館は学校のあらゆる文化活動の指導センターとしての役割を義務づけられており、子どもや教員へのサービスを行う。また単に教育上と言うだけでなく一般教養の形成に役立たなければならない、だからあらゆる資料、つまり隨筆、小説、百科事典、外国語の作品も所蔵しなければならないとされている。

同時に“学校図書館”は時には公共図書館の役割も果たしており市民に解放されている。逆にむしろ市の図書館が地域の学校図書館の不足に対処する場合もある。学校図書館と公共図書館(地区や市など)の連携である。また学校図書館は校長だけに従うのではなく所属する行政区や教師の他に父母の代表からなる学校の議会にゆだねられている。学識豊かな人たちが学校の会議に対して適切な指示を与えることがきわめて多い。とはいっても現在は一般的には学校図書館は他の公共図書館や情報や教育機器の交換を行っている文化機関と共同で管理する傾向にある。

学校図書館機能の重大な障礙は専門のスタッフが欠けていることである。学校法はいまだ学校における図書館員像の見通しを立てていない。この役割は学校で教育している人の中から選ばれた教員に任せられている。だから図書館がうまく機能するかどうかは日常の仕事が増加していると見ていくこの教師が進んでやるかどうかの熱意にかかっているというわ

けである。さらにその上、その熱意があまり十分ではないのである。事実司書の代役は務まらないので図書館を十分に機能させるのは容易ではない。思った以上に多いのは時間や経験がないために司書教諭の仕事が一日の数時間、図書館のある部屋で貸し出し記録や図書館現場にいることに限定されることである。文化形成の中心であり手段として実際に学校図書館が機能するためには出来れば絶えず児童生徒の意のままに開館して、彼らの出会いの場であり、勉強や読書の場とならなければならない。そのためには学校内部ではまだ解決されていないが図書館に就くスタッフの問題の討論が活発に進められている。

しかし現在は学校マルチメディア教育資料センターCREMS (Centro Risorse Educative MultimediaI Della Scuola) のネットワークによる図書館支援が進んでいる。

こうした状況を見ていると全く現在の日本の学校図書館を紹介しているかの如くである。日本も公共図書館のない町村が学校図書館を施設・資料面で援助することで取り繕っている。或いは学校図書館のスタッフや資料の不備を補うために市町村の公共図書館が全面的に援助する場合などである。しかし「学校図書館法」の改正¹³⁾で日本も充実を図ろうとしている。特に平成15年度から実施される専門スタッフとしての「司書教諭」の配置がある。教師が学校図書館に携わり本来の役割を果たすことになれば図書館の存在理由は確立するに違いない。とはいえ学校図書館同士のネットワーク形成はイタリアに比して相当遅れている。せっかくの法改正が掛け声だけに陥らない保証はない。

—2. 地方公共団体の図書館 (Biblioteche di enti locali)

イタリアの地方公共団体、つまり州、県、市町村には約5000の図書館が所属している。

これら地方公共団体の図書館はそれぞれ違いがあり、それぞれに独自の歴史があり、文化的およびそれが存在する地域の社会的な伝統がある。この多様性はそれが収納する建物の特質や大きさである収藏

している文献の質や量にも現れている。伝統、図書資料、時にはその建物の貴重さ大規模さを誇るのでない。

同様にその活動を規定する法律も様々である。これら全てに統一的な規定もない。それぞれ図書館が自分の州で作られた図書館に関する法律の規定に独自なものを持っている。実際州制度に関する1972年1月14日の法では州が図書館資料を規制する法を定めた。だから州はそれぞれ自分の領域における図書館サービスを計画する自由がある。しかし国はそれに触れる国家的な統一計画を示していない。従って各州は妥当な法に従っている。かくしてそれぞれの州には実に様々な図書館政策に違いが生じたのである。

しかし国は次第に「国有」を宣言した図書館をほとんど例外なく管理していった。一方で地方公共団体は任されたままの図書館の管理に干渉することをしなかった。その役割は図書館が所有する資料の保存にとどまった。そのことがかえってそれを管理し、出来れば紛失したり破損するのを防止することの他には出来なかったのである。1972年の地方分権によって、全国どこでも少なからず州の管理による活動時代が始まった。長い間半ば見捨てられていた図書館を発展させ、再組織し、改革するための介入が始まったのである。州はその州の法で与えられた新しい権限行使することで非常に多くの読書センターを作り、既に存在するセンターには新しい力を与えることで図書館サービスを普及することに必死で務めた訳である。

最初に述べたとおり当初イタリアの北部と南部の状況には大きな差があった。中央や北部の州では図書館サービスのネットワークを形成した。一方南部地方では不足を補うほどの努力が不十分であったが、それは歴史的な理由による構造的な欠陥でもあった。十分なサービスをうまく提供するためには財政負担が欠かせないのだが南部は貧困であり文化の普及は遅れたのである。それでこの地方ではさらに残念ながら《南の問題》の存在を論ずるのが当然

である。

日本でも地方による公共図書館の充実度が異なる。しかしその原因は文化的と言うより、イタリアと異なって人工の大都市集中化に依るところが多い。大都市特に衛星都市はベッドタウンの昨日画題となったことで住民の要求で公共図書館の充実が図られている。その反面過疎化の地方では図書館どころではない、ますます図書館設立の格差が広がる、それが日本である。

またイタリアの地方公共団体の図書館は新しい従来に囚われない役割を果たそうとしている。本の世界でない文化的特質の創意を数多くもたらす、つまり図書館でない“多面的文化センター”という構想である。このセンターの空間では展示会、映画祭、集会、会議を取り仕切る“文化のにぎわい”とでも定義される活動の全てである。

それに対する反論もある。図書館は図書館であり、図書館の重要な役割は活字情報、つまり読書のためのサービス提供であるという基本的な考えである。確かに市民を引きつけ、図書館を利用することで得られる利点を知らせるような情報を提供する方法を選ぶのは難しい。例えば図書館に引きつけるために映画を上映するとすれば、映画館を開いている場合には図書館を閉館するのが良い。図書館はあくまでも出会いや文化的な刺激を可能とする唯一の場とするのである。必ずしもその行事が読書にそぐわないが催しのために読書室に都合のいい空間を見つけだすのである。

日本では同じような人集めが全く異なった発想で行われる。特に公共図書館を造るとき、それに付随した施設を併設し「多目的」「多機能」センターとすることが多い。そこには「人を集めること」が必ず主目的となるからである。これはイタリアと似ているようであるが非であることは明確である。「文化」の発想が極めて薄いからである。

—3. その他の図書館 (Altre biblioteche)

a) 児童図書館 (Biblioteche per ragazzi)

イタリアの多くの公共図書館には児童専用のセク

ションがある。しかしこの他にも児童専用図書館がある。これらの図書館では空間の配列、資料の選択、規定全てが利用者にとって利用が容易に出来るよう工夫されている。壁は鮮やかな色で描かれているし、本は開架書棚に配列されいつでもぱらぱらとめくれるようになっている。

ところが必ずしもこのサービスの従事者が、特に成人と児童の読書の場を分けるのは教育的に良くないと考えている場合もある。

日本では2000年に「国際子ども図書館」を設立したが未だその役割や機能が明確になっていない。あるいは国民にその存在そのものが浸透していない。東京を中心となる図書館を一つ作ってそれで児童図書館が充実したとは考えていないだろうが、その目的は「児童文学」の研究に主眼が置かれているかのようである。眞の利用者である児童が容易にアクセスできる環境にあるとは言い難い。むしろ重要なのは公共図書館に児童図書室を設けて環境を整えるとともに、児童図書を揃えるばかりでなく先ずはコミュニティとなる図書館の利用に関するルールを教え込む、そして最も本質となる「読書」の面白さを知らせることであろう。

b) 視覚障害者図書館 (Biblioteche per non vedenti)

イタリアでは視覚障害者はハンディキャップのある市民としては異例の扱いを受け、特に図書館のセクションで様々のサービスが工夫されている。ローマ国立中央図書館などいくつかの図書館は彼ら専用のスペースを持っている。例えばフィレンツェに近い街PratoのAlessandro Lazzerini図書館には「視覚障害者」のセクションがあり、「ブライユ点字法」でテキストを作成したり点字で書かれた本を集めている。(ブライユ点字法とはルイ・ブライユ教授(1809—1852)が考案した手触りを利用しながら読むことの出来る字体システムである。文字が一定の順序で浮き彫りの小さな点(1から6までの)で紙の上に表されている。だから人差し指の先でふれるとそれが分かるようになっている。)あるいはフィレンツエ

のCentro del Libro Parlato di Firenzeつまり「音声本」協会は視聴覚障害者のためにカセット本の貸出や協会活動情報を提供する団体の協力なくして活動はあり得ない。

(<http://www.comune.prato.it/bal/sezioni/htm/blind.htm>)

日本にも僅かながら「音声図書館」という点字を伴わない電子図書館や公共図書館とは全く別の組織の点字専門図書館がある。しかしイタリアのそれとは異なり政策として確立しているのではなく、未だ「ボランティア」的サービスの観を拭えない。

c) 患者図書館 (Biblioteche per degenti)

イタリアでは病院内にもいくつか図書館が存在する。トリノの2つの病院機関、マリア・ヴィットリアとレジーナ・マルゲリータの小児科部門にある図書館などがそうである。日本では本来医師や看護婦などへの情報サービスを行っている病院図書室が患者に資料や情報提供の形で図書館活動の例が紹介されている。入院患者の読書サービスからむしろインフォームド・コンセントに伴う患者の医療情報提供をサービスと考えている。

これについては両国とも未だ病院と図書室との間に意識された壁があり、患者にとって病院の中の図書館が「治療」となるにはほど遠い状況である。

d) その他の国有図書館と私立図書館 (Biblioteche di organismi statali e privati)

例えば省庁、上院、下院議会、様々な協会、学会、イタリア及び外国機関が持つ図書館である。下院や上院の図書館は法によって刻苦内のあらゆる団体が発行する出版物を受け入れている。従って司法や行政の観点から関心のある資料を収集している。そのほとんどが内部の又はきわめて特殊なグループの利用者に開放しているに過ぎない。

私立図書館ではチェゼーナのマラテスタ図書館、フィレンツエのメディチ家ラウレンツィアナ図書館が名高い¹⁴⁾。一般的の利用者と言うより歴史研究のための図書館となる。

日本で言えば公的なものとしては裁判所図書館が

これに該当するであろう。また私立図書館には国内に色々存在する「文学館」の類がこれに当たるし、「大宅壮一文庫」や「東京ゲーテ記念館」を挙げることができる¹⁵⁾。

e) 刑務所図書館 (Biblioteche delle carceri)

イタリアではこの図書館は法務省に属し、各処罰機関がそれを用意しなければならない。判決を待つていようが既に起訴された囚人であれ、また当然ながら刑務所のスタッフに与える情報や資料を提供する。勿論ここを利用するには特別の許可がいる。刑務所の出入りを許すのと同じである。それはその機関の長に責任があるが、そこには教師が置かれており法務省の職員として加わっており、古典作家の著書、学術書の類まで用意している。他の図書館と異なるのは寄付された資料が検閲が行われることであろう。日本でも内部の様子その図書館の実体は明らかにされていない¹⁶⁾。米映画「ショーシャンクの空に」に現れた図書館が存在するのであろうか。

f) 教会図書館 (Biblioteche ecclesiastiche)

キリスト教国家として世界で最も有名な図書館の一つであるヴァチカン・アポストリカーナ図書館のほかにもイタリアには司教座聖堂参事会、司教、修道院、教区教会など1000以上の教会図書館があるといわれる。それらは国とヴァチカン間の協定(Concordato)によって、もっぱら教会の権限で管理されている。従って一般に開放されていないし、その図書館資料も正確には知られていない。それでも現在その再整理、保存している資料の目録作業、教会図書館形成など容易でない問題に取り組もうとしている。

宗教であっても仏教を中心とする日本では比較のしようがない。

g) ルードテーカ (Ludoteche)

ルードテーカとは教育と一般への社会サービスを目的として娯楽及び遊び道具を備えたことのための会議場のことをいう。これは図書館としてはきわめて特殊な種類でありいわゆる図書資料を備えていないと言う点では日本の「図書館概念」には当ては

まらない、遊びのための空間である(ludusはラテン語で遊戯を意味する)。これは4歳から14歳までのこどもたちのために研究され組織されたもので、おもちゃや本の他自由に遊べて貸出もできるその他の資料を備えている。まだ社会サービスとして普及していないもので、ミラノ、モデナ、レッジョ・エミリアおよびノントーラにある。さらにフィレンツエにはヨーロッパの中では恵まれているし身体障害者のためのセクションを想定している中央ルードテーカがある。

現在もなお、インターネットのイタリアのサイト上にいくつか見られるが、そこで扱うのがいわゆる「図書」に当たらない。従って本稿では図書館として扱わない。

参考・引用文献

- 1) 宮道勉 (2000) : 図書館人類学 (シリーズ「図書館を遊ぶ」第3回)、ほすびたるらいぶらりあん、第25巻1号、p. 37-40
- 2) 宮道勉 (2000) : イタリアの図書館—トリノ国立兼大学図書館—、鳥取女子短期大学研究紀要第41号、p. 1-14
- 3) Sismova, S&M. Mackee (1975) : A handbook of comparative librarianship, 2nd rev&enlarged ed. pp. 16-17
- 4) 宮道勉 (1998) : 図書館学研究試論、鳥取女子短期大学研究紀要、第37号、p. 1-6
- 5) Cuturi, Maria Cecilia (1985) : Guida all'uso delle biblioteche, Editori Riuniti, Roma. その引用箇所はページ表記をしていない。
- 6) 藤沢房俊 (1998) : 「クォーレ」の時代、ちくま学芸文庫、pp. 69-70
- 7) ランベッリ、ファビオ (1997) : イタリア的考え方、ちくま新書、pp. 53-4
- 8) Regolamento recante norme sulle biblioteche pubbliche statali: (D.P.R.) Decreto del Presidente della Repubblica 5 luglio 1995, n. 417この「大統領令417号」は10章65条から成っている。

第1章には州ごとに指定した国立公共図書館名がある、例えばピエモンテ州では著者が既に紹介した「トリノ国立兼大学図書館」やヴェネチアの「マルチアナ図書館」がある。第2章では図書館の役割、その他様々な開館時間やサービスに至る細かな規定が設けられている。

9) 電子メールでフィレンツェの国立図書館参考調査室にイタリアの図書館状況に関して幾つかの質問を送ったところ担当のSilvana De Capuaさんから同じく電子メールで回答を頂いた。この図は「添付ファイル」で送られたものに著者が日本語訳を加えたものである。Sintesi di datiとあるように「統計書」から抽出して合成した表となっていて。したがって調査年度が図書館種によって様々に異なっている。

10) 2) に同じ

ここではトリノ国立兼大学図書館の活動を述べたが、その比較対象に日本の「国立国会図書館」を選んだ。しかし共通項は「国立」の名だけで図書館の目的、機能など実態から見れば異なる点が多い。

11) 「図書館法」第2条第2項

12) 「国立国会図書館法」第25条の2で「発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額(小売価額のないときはこれに相当する金額)の五倍に相当する金額以下の過料に処する。」とある

13) 「学校図書館法」の改正とは、昭和28年に成立した同法が平成9年6月11日に「学校図書館法の一部を改正する法律」が関係政省令とともに、公布・施行されたことをいう。司書教諭の配置義務が明確になったことで制定後44年たって初めて、『学校図書館法』が完全なものになったといわれている。

14) レーシュブルク、ヴィンフリー(1994)：ヨーロッパの歴史的図書館、宮原啓子・山本三代子訳、国文社。

15) 紀田順一郎(1994)：図書館が面白い、ちくま文庫

16) 中根憲一(1994)：日本の刑務所図書館—行刑施設被収容者の「本と読書」をめぐる制度と現状—、図書館研究シリーズ31号、国立国会図書館、国立国会図書館。